

## 主眼事項及び着眼点（福祉用具貸与事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 193 条</p>
第 2 人員に関する基準		<p>法第 74 条第 1 項</p>
1 専門相談員の員数	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上となっているか。</p> <p>(2) 専門相談員は、介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 194 条 平 11 厚令 37 第 194 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消費のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。</p> <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 195 条</p> <p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 196 条第 1 項</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 2 の (1)</p> <p>平 11 厚令 37 第 196 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の貸与の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 8 条)</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 3 の (1)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 9 条)</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(2))</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 10 条)</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 11 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 11 条 第 2 項) (法 73 条 2 項)</p>
5 要介護認定等の申請の係る援助	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 12 条 第 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 12 条 第 2 項）</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 13 条）</p>
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 14 条 第 1 項）</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 14 条 第 2 項）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 205 条 準用( 第 15 条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。	平 11 厚令 37 第 205 条 準用( 第 16 条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 205 条 準用( 第 17 条)
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  (2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	平 11 厚令 37 第 205 条 準用( 第 18 条)  平 11 老企 25 第 3 の 3 の (8)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 サービスの提供 の記録	指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	平11厚令37 第205条 準用(第19条)
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は在宅支援サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ内容にしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措</p>	<p>平11厚令37 第197条第1 項</p> <p>平11厚令37 第197条第2 項</p> <p>平11厚令37 第197条第3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>置に要する費用</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第 65 条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費</p>	<p>平 11 厚令 37 第 197 条第 4 項</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (1)の</p> <p>平 11 厚令 37 第 197 条第 5 項</p> <p>法第 41 条第 8 項</p> <p>施行規則第 65 条</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 21 条)
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針	<p>(1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 198 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 198 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 198 条第 3 項 (法 73 条 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載し文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <p>なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 199 条第 1 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 199 条第 2 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 199 条第 3 号</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (3) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 199 条第 4 号</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (3) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 利用者に関する 市町村への通知	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号もいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 26 条)
18 管理者の責務	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業員の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 13 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 52 条 第 1 項)  平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 52 条 第 2 項)
19 運営規程	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業員の職種、員数及び職務内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p>	平 11 厚令 37 第 200 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>通常の事業の実施地域 その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員によって指定福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 101 条第 1 項）</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (7)の</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用（第 101 条第 2 項）</p>
<p>21 適切な研修の 機会の確保</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 201 条</p>
<p>22 福祉用具の取扱 種目</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 202 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 衛生管理等	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>当該委託等の範囲</p> <p>当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>受託者等の従業員により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与</p>	<p>平 11 厚令 37 第 203 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 203 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (6) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 203 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (6) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>24 掲示及び目録の 備え付け</p>	<p>事業者が定期的に確認する旨</p> <p>指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行う得る旨</p> <p>指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨</p> <p>受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の 及び の確認の結果の記録を作成しているか。</p> <p>また、 の指示は、文書で行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	<p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (6)の 、</p> <p>平 11 厚令 37 第 203 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 204 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 204 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 秘密保持等	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用 (第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用 (第 33 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用 (第 33 条 第 3 項)</p>
26 広告	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 34 条)</p>
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 35 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 苦情処理	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力することともに、市町村からの指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善が行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 36 条 第 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(22)の )</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 36 条 第 3 項)</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
29 事故発生時の 対応	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行われるか。</p> <p>(3) 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 37 条 第 2 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(23)の )</p>
30 会計の区分	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱い指導指針」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 38 条)</p> <p>平 12 老計 8</p>
31 記録の整備	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 39 条 第 1 項)</p> <p>同条 準用(第 39 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 変更の届出等	<p>(3) 少なくとも次に掲げる記録を 2 年間備えているか。</p> <p>イ 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録</p> <p>ロ 準用される基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>ハ 主眼事項「23 衛生管理等」の着眼点(4)の確認の結果の記録及び指示の文書</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定福祉用具貸与事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平 11 老企 25 第 14 の 3 の (7)の  法第 75 条</p>
第 6 介護給付費の算定及び取扱い	<p>1 福祉用具貸与費の単位数の算定</p> <p>指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p>	<p>法第 41 条第 4 項 法第 53 条第 2 項 平 12 厚告 19 の別表の 12</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 24 号）に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 12 の注 1</p>
<p>3 サービス種類 相互の算定関係</p>	<p>利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定していないか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 12 の注 2</p>